

稻作生産情報第7号

令和7年8月21日
青森県「農林水産力」推進本部

刈取適期の到達予測がかなり早まっています！刈遅れに注意しよう！
登熟状況を見極めて適期に達したら速やかに刈取りしよう！
適期刈取りと適正な乾燥調製で良質米生産に努めよう！

1 刈取適期の予測

刈取始期の目安となる積算気温960°C到達日は、各市町村の出穂最盛期から算出すると、津軽中央、津軽西北地域は9月5日～6日頃、県南内陸、県南中央地域は9月3日～5日頃、県南北東部地域は9月4日～8日頃、津軽半島北部地域は9月7日～12日頃、下北地域は9月9日～13日頃と予想される（下表）。

また、出穂始めから算出すると、さらに2～7日程度早まるものと予想される。

本年は登熟期間の平均気温が高くなっていることから、積算気温から算出した到達日より登熟が進んでいる可能性があるため、ほ場ごとに確認し判断する。

表 アメダス観測所の出穂後積算気温到達日の予想

観測所名	出穂始 月日	960°C 1,200°C 1,300°C			出穂最盛期 月日	960°C 1,200°C 1,300°C		
		960°C	1,200°C	1,300°C		960°C	1,200°C	1,300°C
青森	7/26	9/3	9/14	9/19	7/28	9/6	9/17	9/23
蟹田	7/27	9/7	9/19	9/25	7/29	9/10	9/22	9/28
今別	7/28	9/8	9/21	9/27	7/31	9/12	9/25	10/1
弘前	7/24	9/1	9/12	9/17	7/27	9/5	9/16	9/22
黒石	7/26	9/4	9/16	9/22	7/28	9/7	9/19	9/25
碇ヶ関	7/23	9/2	9/14	9/20	7/26	9/6	9/18	9/24
五所川原	7/24	9/1	9/12	9/17	7/28	9/6	9/18	9/23
鰺ヶ沢	7/24	9/2	9/14	9/19	7/26	9/5	9/16	9/22
深浦	7/25	9/3	9/15	9/20	7/27	9/6	9/17	9/23
市浦	7/24	9/2	9/14	9/19	7/28	9/7	9/20	9/25
十和田	7/22	8/31	9/12	9/17	7/25	9/4	9/16	9/22
三沢	7/25	9/4	9/16	9/21	7/28	9/8	9/20	9/26
野辺地	7/23	9/2	9/13	9/18	7/25	9/4	9/16	9/21
六ヶ所	7/23	9/3	9/15	9/21	7/25	9/6	9/18	9/24
むつ	7/26	9/5	9/18	9/23	7/29	9/9	9/22	9/28
脇野沢	7/26	9/5	9/18	9/23	7/29	9/9	9/22	9/28
小田野沢	7/26	9/6	9/19	9/25	7/31	9/13	9/26	10/2
八戸	7/23	8/31	9/12	9/17	7/27	9/5	9/17	9/23
三戸	7/21	8/29	9/10	9/15	7/25	9/3	9/15	9/21

注) 8月17日まで本年値、以降は平年値で算出。

蟹田は外ヶ浜町、碇ヶ関は大鷫町、市浦は中泊町、脇野沢はむつ市、小田野沢は東通村の出穂期。出穂後積算気温からみた刈取適期の目安は「まっしぐら」が960°C～1,200°C程度、「はれわたり」が970°C～1,300°C程度。

2 収穫作業の準備

- (1) 刈取適期が大幅に早まる見込みであるため、コンバインや乾燥調製施設等の掃除・点検・整備や試運転は早めに実施する。
- (2) ほ場内の排水溝設置や排水路の整備を行い、降雨に左右されず適期内に収穫作業ができるようにする。
- (3) 生産組織や大規模農家などでは早めに作業計画を立て、収穫作業が遅れないようとする。

3 刈取り

- (1) 刈取適期（刈取始め）の判断は、出穂後日数や出穂後積算気温がおよその目安となるが、粒数の多少や稔実状況によっても刈取適期が異なる。
刈取りに当たっては、ほ場ごとに粒の黄化程度を観察するとともに、部分刈りを行い、青未熟粒の混入割合を調査する。また、補助的な目安として枝梗の黄化程度、粒水分等も考慮し総合的に判断する（下表）。
- (2) 刈取りが遅れると、胴割粒や茶米粒等の被害粒が増加して品質が低下し、その程度は遅くなるほど強まるため、収穫適期に達したら、速やかに刈取る。一方、刈取りが早すぎても、青未熟粒や死米の混入が多くなり収量・品質が劣るので留意する。
- (3) 「はれわたり」は胴割粒の発生が少ない品種であり、通常年では胴割粒歩合がかなり低いが、夏季高温年であった令和3年は刈取時期が遅くなるほど胴割粒の発生が増加する傾向があった。本年も夏季高温であるため、適期内のできるだけ早い時期に収穫する。
- (4) 倒伏した稲は、品質の低下が懸念されるので別に刈取る。また、刈取り後、水分が高い粒を長時間堆積しておくと、ヤケ米や発酵米などの着色粒が発生し、品質低下の原因になるので、早めに乾燥する。
- (5) 刈取る品種が切り替わる場合は、機械の清掃を徹底し、異品種の混入を防止する。

表 刈取始期の判断の目安

項目	判断の目安
出穂後日数	「まっしぐら」、「はれわたり」は出穂後45～50日頃
出穂後積算気温	「まっしぐら」は平均気温の積算が960°Cに達した時期 「はれわたり」平均気温の積算が970°Cに達した時期
粒の黄化程度	ほ場全体の粒が90%程度黄化した時期
青未熟粒の混入割合	玄米(1.9mm選別)中に占める青未熟粒歩合が10%程度まで減少した時期
枝梗の黄化程度	枝梗の3分の2程度が黄化した時期
粒水分	粒水分が25～26%程度まで減少した時期

4 乾 燥

- (1) 乾燥中の粒水分は、乾燥機による自動測定だけでなく手持ちの水分計も併用して正確に測定し、玄米水分15%を目標に仕上げる。過乾燥は、胴割粒の発生や品質・食味の低下につながるので、こまめな水分測定で適正な乾燥に努める。
- (2) 乾燥機では、乾燥作業時間を通した毎時の乾減率が0.8%前後を目安とする。粒水分が20%までは毎時の乾減率を1.0%に、粒水分20%以下になったら0.6%を目安に管理する。

なお、胴割粒発生の恐れがある場合は、通常の場合より乾燥温度を下げて乾燥する。

(3) 自然乾燥では、過乾燥による胴割粒の発生を防止するため、脱穀時期を逸しないよう注意する。また、降雨が続き乾燥が不十分な場合は、乾燥機で仕上乾燥を行う。

5 調 製

- (1) 粋すりは、穀温が高い状態で行うと肌ずれ米の発生が多くなるので、常温まで下がったのを確認してから行う。
- (2) 米選機の網目は1.9mmを使用し、適正な流量を守り、整粒歩合80%以上を目標に調製する。

6 農作業事故の防止

- (1) コンバインなどの移動や粋の運搬作業等のために作業機がほ場へ出入りする場合は、足場の安全を十分確かめてから行う。
- (2) 作業中に機械を調整したり故障等で点検・修理する場合は、必ずエンジンを停止してから行う。
- (3) 近年、薄暮時の道路上で自動車に追突される事故が増加しているので、トラクター やコンバイン等には、反射シール等を取り付けるなどにより追突事故を防止する。

7 稲わらの処理

- (1) 平成22年6月に制定された「青森県稻わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例」において、「農業者は、稻わらは焼かずに、土づくりや畜産農家への提供などで有効利用に努める」と定められている。
- (2) わら焼きの煙は、人の健康を害したり交通の妨げになるばかりでなく、誘致企業の操業や観光産業など、あらゆる社会活動の障害となる。わら焼きは絶対に止めて、水田へのすき込み・堆肥化・家畜の飼料等として活用する。
- (3) 稲わらのすき込みは、堆肥と同等の効果が期待できるので積極的に行う。ただし、施用に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 石灰窒素等の腐熟促進資材を散布し、刈取り後できるだけ早めに耕起深5～7cm程度ですき込む。
 - イ やむを得ず春すき込みとする場合でも、腐熟促進資材は秋に散布する。
- (4) 気象条件が厳しく初期生育が確保しにくい地域や湿田では、稻わらのすき込みは行わず、堆肥化して施用する。

8 その他

- (1) コンバインの走行跡やくぼ地等に滞水するような水田では、翌春の耕起を容易にするため、溝切りを行い滞水を防ぐ。
- (2) 秋耕は、雑草の発生抑制や土壤からの窒素供給が多くなる（乾土効果）などの効果が期待できるので、積極的に実施する。

~~~~~「はれナビ」、「まっしナビ」の収穫適期マップを活用しよう~~~~~

対象地域：津軽地域、県南地域

対象品種：「はれわたり」、「まっしぐら」

公開時期：令和7年8月下旬

※快晴時の撮影が必要なことから、天候の状況によっては公開日が遅くなることや、公開範囲が限定される場合があります。

利用端末：P C、スマートフォン、タブレット

閲覧方法

以下のU R LかQ R コードで「あおもり米収穫支援システム」にアクセス。

I D、パスワードは不要です。

U R L：<https://aomorimai-sien.jp/index.html>

Q R コード



~~~~~熱中症予防運動展開中！（6月1日～8月31日）~~~~~

農林水産業分野での熱中症による救急搬送された方は近年増加傾向にあります。

夏は、農作業中に熱中症になるリスクが大きくなりますので、安全な農作業に努めるとともに、体調に気を付けましょう。

~~~~~労働者への熱中症対策が義務化（罰則あり）されました~~~~~

本年6月に労働安全衛生規則が改正され、労働者を雇用する全ての事業者に対して、熱中症対策が義務付けられました。

熱中症対応フローなど必要事項を記載した「張り紙」を事務所等に掲示しましょう。

「張り紙」のひな型については、青森県農業・就農情報サイト「農なび青森」に掲載しています。

~~令和7年度青森県農薬危害防止運動展開中！（6月1日～8月31日）~~

- 農薬を使用する前には必ずラベルを確認し、使用基準を守って使用しましょう。
- 水田で使用した農薬が河川に流出しないよう、農薬使用後7日間は止め水し、落水やかけ流しはやめましょう。
- 農薬の散布は風の弱い日や時間帯を選び、散布の方向や位置に気をつけるなど、周辺の農作物、学校、畜舎、ミツバチなどに飛散しないようにしましょう。
- 養蜂が行われている地域では、農薬の使用時期や巣箱の位置などについて養蜂家と密に情報交換し、ミツバチの活動が盛んな時間帯（午前8～12時）を避けて散布しましょう。

~~~~~ツキノワグマ出没警報発令中！！（5月1日～11月30日）~~~~~

- 1人での作業ができるだけ避け、ラジオやクマよけスプレーを携帯するなど、人身被害の防止に努めましょう。
- 野菜・果実等の収穫残さや弁当の空容器などは、クマを引き寄せる原因となるため、農地に放置せず、適切に処理しましょう。
- 農地周辺の藪を刈払って見通しを良くすることで、クマの隠れ場所を無くし、クマが農地に近づきにくい環境を整えましょう。
- 詳細は県ホームページをご確認ください。
(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/kuma_cyuui.html)

~~~~~登録品種の種苗は適正に利用しましょう~~~~~

- 登録品種の種苗・収穫物等を利用するには、原則として権利者の許諾が必要です。
 - ・育成者権者の許諾を得ずに、自家採取した登録品種の種苗を近所の農家等に配布することは種苗法に違反します。
 - ・他県で開発された品種は、作付けできる都道府県が限定されている場合があります。
- 登録品種かどうかの確認は品種登録ホームページ (<https://www.hinshu2.maff.go.jp>) で行い、正規のルートで種苗を入手しましょう。
- 育成者権を侵害すると民事請求を受けたり、刑事罰を科せられる場合があります。

~~~~~農業保険に加入し、農業経営に万全の備えを！！~~~~~

農業保険には、農作物共済、農業経営収入保険などがあります。自分の経営にあった保険を選択、加入して、自然災害をはじめとしたリスクに備えましょう。

- 「農作物共済」は水稻・麦を対象として、「畑作物共済」は大豆・ホップを対象として、自然災害等による収穫量の減少に対する損害を補償します。
- 「農業経営収入保険」は、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では回避できない理由により販売収入が減少した場合も補填の対象となる総合的なセーフティネットです。
(青色申告の実施が要件。1年分の実績があれば加入できます。)
- ※ 詳しくは、お近くの農業共済組合までお問合せください。

~~~~~環境にやさしい農業に取り組んで、みどり認定を受けましょう~~~~~

みどりの食料システム法に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度【みどり認定】が始まっています。

- 認定を受けると、設備投資の税制優遇や国庫補助事業の採択優遇などのメリットがあります。
- 申請・お問合せは、最寄りの農林水産事務所にご相談ください。
(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noen/midori_kihontekinakeikaku.html)

連絡先 農産園芸課稻作・畑作振興グループ
県庁内線 5073、5074
直通 017-734-9480